

栃木県警察国庫帰属押収物取扱要領の制定について（例規通達）

（平成24年1月30日）

（栃会第1号ほか）

（趣旨）

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条3項の規定により国庫に帰属することとなる押収物の取扱いについて、栃木県警察国庫帰属押収物取扱要領を別添のとおり定め、平成24年2月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

栃木県警察国庫帰属押収物取扱要領

1 目的

この要領は、国庫に帰属した押収物（以下「国庫帰属押収物」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、契約担当官、支出負担行為担当官、歳入徴収官及び国有財産部局長は警察本部長（以下「本部長」という。）をいい、収入官吏は警務部会計課長（以下「会計課長」という。）をいう。

3 国庫帰属押収物が物品である場合

- (1) 「証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進について」（平成12年1月31日付け栃捜一第2号ほか例規通達）により押収物の管理責任者とされている地域部地域課長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、押収物である動産が国庫に帰属した場合において、当該動産が物品管理法（昭和31年法律第113号）第2条第1項に規定する物品に該当するときは、警察本部事件担当部の幹事課長に対し、国庫帰属通知書（別記様式第1号）とともに当該物品を送付するものとする。
- (2) 国庫帰属通知書とともに当該物品の送付を受けた幹事課長は、記載内容を確認した上、会計課長を経由して、当該物品の管理に関する事務を専決処理することとされている本部長に、国庫帰属通知書とともに当該物品を送付する。会計課長は(3)から(5)までの取扱いが終了するまでの間、当該物品を保管する。
- (3) 本部長は、当該物品について、国庫帰属押収物不用決定及び処分方法決定書（別記様式第2号）により不用の決定及び処分方法の決定をする。処分方法は

売払又は廃棄とする。この場合において、売払い価格より多額の費用を要する物品、個人の秘密に属する事項が記録されている物品、買受人がない物品等、売払うことが不利又は不適當であると認めるもの及び売払うことができないものは、廃棄する。

- (4) 当該物品を売り払う場合には、契約担当官が売払の契約を行う。
- (5) 当該物品を廃棄する場合には、会計課長が廃棄する。ただし、廃棄を有償で行う必要がある場合には、支出負担行為担当官は有償廃棄の契約を行う。

なお、廃棄する際は必要な配意（例えば、個人の秘密に属する事項が記録されている物品であれば、当該情報が活用できないような方法で廃棄するなど。）をするものとする。

- (6) (1)から(5)までの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（物品関係）（別記様式第3号）に記載し、そのてん末を明確にする。

4 国庫帰属押収物が現金である場合

- (1) 警察署長等は、押収物である現金（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第222条第1項において準用する第122条又は第499条第4項の規定に基づき押収物を公売した代価を含む。以下同じ。）が国庫に帰属した場合には、幹事課長に対し、国庫帰属通知書とともに当該現金を送付する。
- (2) 国庫帰属通知書とともに現金の送付を受けた幹事課長は、当該現金と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書とともに当該現金を収入官吏に送付する。
- (3) 国庫帰属通知書とともに現金の送付を受けた収入官吏は、当該現金を領収し、領収証書（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正11年大蔵省令第20号。以下「省令」という。）別表第15号書式第1片）を幹事課長を通じて警察署長等に交付するとともに、領収済報告書（省令別表第15号書式第2片）を歳入徴収官に送付する。その後、収入官吏は、当該現金を現金払込書を添えて、日本銀行に払い込む。
- (4) 領収済報告書の送付を受けた歳入徴収官は、当該報告書に基づき、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第3条第1項による当該歳入の調査及び徴収の決定をする。
- (5) (1)から(4)までの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（現金関係）（別記様式第4号）に記載し、そのてん末を明確にする。

5 国庫帰属押収物が国有財産である場合

- (1) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項各号に掲げる財産であ

って運搬が困難なものである場合

- ア 警察署長等は、押収物である財産が国庫に帰属した場合において、当該財産が国有財産法第2条第1項に規定する国有財産に該当し、運搬が困難である船舶、航空機等（以下「船舶等」という。）であるときは、幹事課長に対し、国庫帰属通知書とともに船舶等の写真、備付書類の写し等（以下「写真等」という。）を送付する。警察署長等はイからエまでの取扱いが終了するまでの間、当該船舶等を保管する。
- イ 国庫帰属通知書とともに写真等の送付を受けた幹事課長は、当該写真等と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書とともに当該写真等を会計課長を経由して国有財産部局長（以下「部局長」という。）に送付する。
- ウ 国庫帰属通知書とともに写真等の送付を受けた部局長は、引継通知書（別記様式第5号）により、財務省関東財務局宇都宮財務事務所長（以下「財務事務所長」という。）に対し、引継ぎの通知を行う。
- エ 通知を行った財務事務所長から引継ぎについて異存がない旨の回答がなされた後、部局長は当該船舶等を引継書（別記様式第6号）により財務事務所長に引き継ぎ、引継物件受領書（別記様式第7号）の交付を受ける。
- オ アからエまでの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）（別記様式第8号）に記載し、そのてん末を明確にする。

(2) 国有財産法第2条第1項各号に掲げる財産であって(1)以外のものである場合

- ア 警察署長等は、押収物である財産が国庫に帰属した場合において、当該財産が国有財産法第2条第1項に規定する国有財産に該当し、(1)以外の株式、社債等（以下「株式等」という。）であるときは、幹事課長に対し、国庫帰属通知書とともに当該株式等を送付する。
- イ 国庫帰属通知書とともに株式等の送付を受けた幹事課長は、当該株式等と国庫帰属通知書の記載内容を確認した上、国庫帰属通知書とともに当該株式等を会計課長を経由して部局長に送付する。
- ウ 国庫帰属通知書とともに株式等の送付を受けた部局長は、引継通知書により、財務事務所長に対し、引継ぎの通知を行う。
- エ 通知を行った財務事務所長から引継ぎについて異存がない旨の回答がなされた後、部局長は当該株式等を引継書により財務事務所長に引き継ぎ、引継物件受領書の交付を受ける。
- オ アからエまでの取扱いについては、取扱いの都度、取り扱った職員が国庫帰属押収物取扱簿（国有財産関係）に記載し、そのてん末を明確にする。

